令和9年1月4日から坂祝町役場の開庁時間が変わります

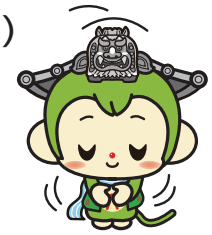
窓口受付時間を見直すことで、創出された時間を業務改善やサービスの質向上に活用し、限られた人員で安定した行政サービスを提供してまいります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

変更後の開庁時間

午前9時00分から午後4時45分まで

（変更前：午前8時30分から午後5時15分まで）

（注）職員の勤務時間に変更はありません。



◆対象施設：坂祝町役場庁舎

◆電話受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

（注）電話受付時間に変更はありません。

来庁しなくてもできる手続きが増えています。

◆コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、市区町村が発行する証明書（住民票の写しなど）が全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機から取得できます。

くわしくはこちら

◆マイナポータル（ぴったりサービス）

マイナポータルおよびマイナポータルを活用した「ぴったりサービス」により、手続きの申請が行えます。

くわしくはこちら

◆郵送による手続き

住民票の写しや戸籍の謄本・抄本、所得・課税証明書、納税証明書などは、郵送による申請が行えます。

くわしくはこちら

よくあるご質問

Q1. なぜ開庁時間（窓口受付時間）を変更するのですか？
A1. 開庁時間の変更に至った背景には職員の時間外業務の常態化があります。
現在の開庁時間は職員の勤務時間と同じであるため、窓口開設の準備や窓口終了後の後片付けなどの時間外業務が恒常的に行われています。
一方、コンビニ交付サービスの普及や手続きのオンライン化の推進により、窓口を利用する来庁者数は減少傾向にあります。
また、日中は職員間の情報共有や業務改善に向けた会議の時間を十分に持つことができないのが現状であることから、こうした状況を改善し、労務管理の適正化を図りたいと考えています。

Q2. 開庁時間の変更による影響は？
A2. 来庁者の実態調査を行ったところ、全体の9割の方が午前9時から午後4時45分までに利用されていることが分かりました。
また、変更前の午前9時以前および午後4時45分以降の時間帯は、窓口の証明書交付が多くを占めており、これらの手続きはコンビニ交付などでの代替が可能であることから、事前に周知を行うことで影響を最小限に抑えられるものと考えています。
今後も継続してコンビニ交付サービスの普及や手続きのオンライン化の推進に努めていきます。

Q3. 電話の受付時間は変更しますか？
A3. 電話の受付時間に変更はありません。職員の勤務時間と同様に、午前8時30分から午後5時15分までの対応となります。

Q4. 中央公民館、図書室、子育て支援拠点施設「バンビーニ」などの施設も変更になりますか？
A4. 対象となるのは坂祝町役場庁舎のみです。それ以外の施設の時間変更はありません。